

石垣市意思疎通支援事業実施要綱

石垣市意思疎通支援事業実施要綱（平成19年石垣市告示第57-1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者（児童を含む。）等（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳及び要約筆記等の方法により、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等（以下「意思疎通支援者」という。）の派遣等を行い、意思疎通の円滑化により、聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図り、もって聴覚障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業の内容等）

第2条 前条の目的を達成するため、石垣市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録及び派遣に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

務

2 市長は、次に掲げる各号の業務を担当する者として、意思疎通支援者を石垣市福祉事務所に設置するものとする。

- (1) 前項第1号を行う事務及び連絡調整業務等
- (2) 石垣市役所における聴覚障がい者等の各種手続や相談等が円滑に行われるための意思疎通支援業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる

る

業務

（派遣の対象事項）

第3条 市長は、市内に居住地を有する聴覚障がい者等又は聴覚障がい者等と意思疎通を図る必要のある者及び団体等が円滑な意思疎通を図る上で支障があると認めるときに意思疎通支援者を派遣する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、他の市区町村長等から意思疎通支援者の派遣申請があるときは、当該市区町村聴覚障がい者等を対象として意思疎通支援者を派遣することができるものとする（以下「斡旋」という。）。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、当該聴覚障がい者等を対象として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

（実施主体及び事業の委託）

第4条 事業の実施主体は、石垣市とする。

2 市長は、事業を適切に運営できると認められる法人等（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

（事業実施者の責務）

第5条 市長及び受託者（以下「市長等」という。）は、この要綱の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

2 市長等は、この事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

（派遣内容等）

第6条 市長等は、第3条の規定に基づき意思疎通支援者の派遣を行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、除くものとする。

(1) 市長等が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める

場合

(2) 市長等が、公共の福祉に反すると認める場合

2 意思疎通支援者の派遣区域は、八重山圏域及び市長等が適当と認める区域とする。

3 市長等は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市等の登録意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

4 意思疎通支援者の派遣時間は、基本的に午前8時から午後10時までの5時間以内を原則とする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りでない。

（費用の負担）

第7条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行うに当たり必要

となる意思疎通支援者に係る入場料、渡航費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

2 斡旋による意思疎通支援者の派遣については、申請者が負担するものとする。

(意思疎通支援者の責務)

第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 常に聴覚障がい者等の人権を尊重し、誠意をもって業務を遂行する。

(2) 事業を通じて知り得た情報を、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(3) 手話通訳又は要約筆記等の技術及び聴覚障がい者等に関する知識の向上に努める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。